

令和 3 年 度

(2 0 2 1 年 度)

定期監査 (学 校 ・ 保 育 所 等) 結 果 報 告

高崎市監査委員



第 3 0 2 - 7 号
令和 4 年 2 月 3 日

| | |
|-------------|-------|
| 高崎市長 | 富岡賢治様 |
| 高崎市議会議長 | 白石隆夫様 |
| 高崎市教育委員会教育長 | 飯野眞幸様 |

| | |
|---------|-------|
| 高崎市監査委員 | 小泉貴代子 |
| 同 | 折田慶太 |
| 同 | 大竹隆一 |
| 同 | 柄沢高男 |

令和 3 年度定期監査（学校・保育所等）の結果報告について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、定期監査（学校・保育所等）を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和3年度学校・保育所等監査は、高崎市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査（学校・保育所等）

第3 監査の期間

令和3年10月21日から令和3年12月22日

（実地監査日 令和3年11月18日、19日）

第4 監査の対象

1 教育委員会教育部

（1）小学校

中央小学校、城東小学校、京ヶ島小学校、車郷小学校、上郊小学校、
中室田小学校、上室田小学校、久留馬小学校、宮沢小学校、入野小学校、
南陽台小学校

（2）中学校

第一中学校、大類中学校、南八幡中学校、寺尾中学校、八幡中学校

（3）幼稚園

塚沢幼稚園、かぶら幼稚園

（4）通級指導教室

高崎市通級指導教室

2 福祉部

（1）保育所

大類保育所、京ヶ島保育所、箕郷第三保育園、群馬南保育園

第5 監査の着眼点

令和3年度の監査にあたり、次のとおり着眼点を設定した。

1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

2 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

- (2) 支出負担行為の時期は適正か。
- (3) 支払期限は守られているか。
- (4) 支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。
- 3 物品購入
 - (1) 計画的かつ効率的に行われているか。
 - (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
 - (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。
- 4 備品等の管理
 - (1) 郵便切手等の出納受払いは適正で、受払簿は整備されているか。
 - (2) 保管の方法は適切か。遊休物品、死蔵物品等はないか。
 - (3) 不用品の処理は適切か。
 - (4) 寄附物品等の寄附受納手続きは適正か。
 - (5) 備品の出納保管状況は財務規則に基づき適正か。
- 5 学校預かり金会計における事務
 - (1) 物品調達時の手続きは適正か。
 - (2) 支払時期や支払方法は適正か。
- 6 災害共済給付制度における事務
 - (1) 事務手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則等に基づき適正か。
 - (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。
- 7 就学援助費における事務
 - (1) 事務手続きは、高崎市就学援助実施要綱等に基づき適正か。
 - (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。
- 8 その他
 - (1) 現金や通帳の保管や点検は、管理体制に基づき適正か。
 - (2) 給食費の取扱いは適正か。
 - (3) 学校施設の開放に関する事務は適正か。
 - (4) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
 - (5) 児童、生徒に対する危機管理は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに現場確認を行った。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので指導を行った。

軽微なため記載は省略したが、これらについて十分留意し、適正な事務処理に努めるよう望むものである。

また、個別の結果については以下のとおりである。

- 1 教育委員会教育部（中央小学校、城東小学校、京ヶ島小学校、車郷小学校、上郊小学校、中室田小学校、上室田小学校、久留馬小学校、宮沢小学校、入野小学校、南陽台小学校、第一中学校、大類中学校、南八幡中学校、寺尾中学校、八幡中学校、塚沢幼稚園、かぶら幼稚園、高崎市通級指導教室）

口頭指導があった。

指導事項、指摘事項はなかった。

- 2 福祉部（大類保育所、京ヶ島保育所、箕郷第三保育園、群馬南保育園）

口頭指導があった。

指導事項、指摘事項はなかった。

監査結果の区分は次表のとおりである。

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの ⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの ⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの |
| 指導事項 | ① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの ② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの ③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの |
| 口頭指導 | その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの |